三重県土地家屋調査士会
研修実施要領

三重県土地家屋調査士会（以下「本会」という。）は、三重県土地家屋調査士会研修規則（以下「規則」という。）第３条及び第４条に基づき、研修を実施するための要領を次に定める。

第１．総　則

１．研修は、単位制により実施する（規則第３条第１項）ものとする。

２．研修の実施年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月31日に終わるものとする。

３．この要領に定めるもののほか、研修を実施するに必要な事項及び各年度における内容の細目は、研修部が別に定めるものとする。

第２．単位制研修

１．単位制とは、研修の実効性と継続性を確保するため、土地家屋調査士会会員が一定の年限において一定の単位を取得することによる研修（以下「単位制研修」という。）をいう。

２．単位制研修における単位付与の対象となる研修は、次に掲げるものとする。

（１）連合会、ブロック協議会及び土地家屋調査士会が主催し、又はこれら相互間で共催する研修会若しくは通信研修

（２）前号以外で、土地家屋調査士会が単位付与の対象とすることを相当であると会長が認定した研修会若しくは通信研修

３．単位制研修は、単位付与に関する運用基準【別紙１】（以下「運用基準」という。）により実施するものとする。

４．単位制研修において取得を要する単位は、単年度に９単位以上とし、そのうち、過半数の単位取得は、２.（１）に定める研修会又は通信研修への参加によるものとする。なお、年度の中途に入会した会員に対しては、次年度よりこれを適用するものとする。

５．単位制研修における単位の付与は、運用基準に基づき、本会がこれを行うものとする。

第３．研修記録等

１．本会は、研修記録を年度ごとに調製し、管理するものとする。

２．本会は、前項の研修記録を調製するに際し、単位制研修に関しては会員が実施要領第２の２.（１）に定める研修によって取得した単位と同第２の２.（２）に定める研修によって取得した単位とを区別して計算集計するものとする。

３．本会は、連合会に対し、毎年３月末日までに前年度の研修記録を提出するものとする。

４．本会は、調製した研修記録に基づき、単位制研修を履修した会員に対し履修証を交付するものとする。

５．本会は、前項により履修証を交付した会員に関する研修記録の全部又は一部を公開することができるものとする。連合会も同様とする。

６．会員研修記録の保存期間は、会員の登録が取り消された後10年間とする。

７．本会は、所属する土地家屋調査士会の変更の登録申請をした会員につき、連合会から変更の登録通知書の送付を受けた場合は、当該会員が新たに入会した土地家屋調査士会に対し、速やかにその研修記録を送付するものとする。

第４．その他

１．本会又はブロック協議会は、自らが実施する研修会又は通信研修に他の土地家屋調査士会に所属する会員（以下「他会の会員」という。）又は他のブロック協議会に所属する土地家屋調査

士会の会員が参加することを認めることとする。なお、この場合、本会又はブロック協議会は、参加する他会の会員より費用を徴収することができるものとする。

2．本会研修部は、会員研修の充実を図るため、研修教材の作成並びに講師の養成及び派遣を行うものとする。

3．研修会の講師は、土地家屋調査士、学識経験者又は実務経験の豊富な者の中から、研修を実施する者が選任し、依頼するものとする。

4．この要領に定める研修のうち、第２の２、(１)による研修会の講師の謝礼は、研修講師謝礼金支給基準【別紙２】によるものとする。

附　則

1．この要領は、平成15年９月１日から施行する。

附　則

1．この要領は、平成16年４月26日から施行する。

【別紙１】

単位付与に関する運用基準

第１　単位の取扱い

１．本会は、三重県土地家屋調査士会研修実施要領（以下「実施要領」という。）第２の２.による通信研修を除く研修会を受講した会員に対して、次により単位を付与する。

（１）研修時間１時間につき１単位。ただし、１時間に満たない端数が生じた場合、30分以上の端数に対しては0.5単位を加算する。を原則とする。

（２）複数のテーマを設定して行う研修会について、テーマごとに前号の基準を適用することができるほか研修内容により単位設定をする事が出来る。

（３）研修会を実施する者が指定する遅刻・早退を認めない研修会については、その研修会に遅刻した会員及びその研修会を中途退席した会員に対しては、単位を付与しない。

２．実施要領第２の２.の通信研修とは、郵送、インターネット、記録媒体等の通信手段を用いて会員に研修課題等を配布伝達する方法によって実施する研修とし、通信研修を受講した会員に対して、次により単位を付与する。

（１）会員がこれを実施した者の指定する方法により当該研修を終えた場合、実施要領第２の２、（１）については実施する者において、同（２）については本会において、１.の取り扱いを基準として定めた単位をそれぞれ付与する。

（２）会員が通信研修により研修を受講し、実施した者の指定する方法により当該研修を終えた確認ができない場合、連合会ＣＰＤポイントの認定基準に準じて、連合会ポイントと同数の単位を付与することができる。

３．本会は、実施要領第２の２.に定める単位付与の対象となる研修会において講義形式による研修の講師を務めた会員に対して、次により単位を付与する。

（１）講義時間１時間につき２単位を付与する。ただし、１時間に満たない端数が生じた場合、30分以上の端数に対しては、１単位を加算して付与する。を原則とする。

（２）複数のテーマを設定して行われる研修会について、これを受講する会員に対して１.（２）によりテーマごとに１.（１）の基準が適用される場合は、テーマごとに前号の基準を適用し、研修内容により単位を付与する事が出来る。

４．本会は、実施要領第２の２.の通信研修を行うため、その研修課題等の作成に従事した会員に対し、２.により定めた単位と同一の単位を付与することができる。

第２　単位付与の手続き

１．実施要領第２の２.（１）により行う研修のうち、次に掲げる研修に参加した会員の単位の付与については、当該会員の申請を要しないものとする。

（１）土地家屋調査士会が行う研修会又は通信研修

（２）土地家屋調査士会が連合会又はブロック協議会との共催により行う研修会又は通信研修

２．実施要領第２の２.（１）により行う研修のうち、次に掲げる研修に参加した会員の単位の付与については、これを実施した者からの当該会員の所属する土地家屋調査士会への報告によるものとし、当該会員の申請を要しないものとする。

（１）連合会もしくはブロック協議会が行う研修会又は通信研修

（２）他の土地家屋調査士会が行う研修会又は

通信研修

3．実施要領第２の２．（２）に該当する研修会又は通信研修に参加したことによる会員への単位の付与は、当該会員の申請によるものとする。（様式１、様式２）ただし、支部主催の場合は支部長が様式Ａにより申請を行う。参加会員からの申請は認めないものとする。

4．会員が本基準第１の３.に定める単位付与の対象となる研修会の講師を務めた場合の単位付与の手続きは、１.ないし３.の要領を準用する。

5．会員が本基準第１の４.に定める通信研修を行うために研修課題等の作成に従事した会員に対する単位付与の手続きは、１.ないし３.の要領を準用する。

【別紙２】

研修講師謝礼金支給基準

第１（目的）

この基準は、三重県土地家屋調査士会研修規則（以下「規則」という。）第4条に基づき本会が行う研修（以下「研修」という。）に招請した講師に対する規則第6条に基づく謝礼金の支給に関し、その適切な運営を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

第２（講師の定義）

この基準を適用する講師とは、研修を実施する者の依頼を受けて、研修において特定のテーマに関する一定時間の講義を行う者を指す。

第３（謝礼金の額）

講師に対する謝礼金の額は、講師の区分に応じて、それぞれ１時間につき次の額とする。１時間を超える場合は、３０分ごとにこの額の５割ずつを加算するものとする。ただし、各講師の講義に要する資料費については研修を実施する者が決定し、別途支給することができる。

(1)　外部講師　金５万円以内

(2)　土地家屋調査士会員　金３万円以内

２　前項にかかわらず、シンポジウム等同一時間帯に複数で登壇する場合の謝礼金の額は、次のとおりとする。

(1)　シンポジウム等登壇者が複数の場合は、前項に定める額の８割以内

３　謝礼金の額は１、２の範囲内で正副会長の協議により決定する。

第４（旅費および宿泊費の支給）

講師の住所地から研修会場までの往復の旅費および宿泊費は、実費もしくは車代、宿泊費として、謝礼金とは別に支給する。なお、車代として支給する場合、その金額は研修を実施する者が決定する。宿泊費の金額は本会旅費規程を基準とし、研修を実施する者が決定する。

様式1

単 位 付 与 申 請 書 1

（土地家屋調査士会認定研修会個人申請用）

平成　　年　　月　　日

＿＿＿＿土地家屋調査士会　御中

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

平成　　年度、貴会が認定した研修会に下記のとおり参加しましたので、その旨報告いたし
ます。
つきましては、これに所定の単位を付与されたく申請します。

記

1. 研修会の名称

2. 主催者たる団体等の名称

3・開催日程　　年　月　日　時　分～　時　分

4、場　所

5. 研修時間　　時間　分

6. 参加形態　［**受講者・講師**］として参加した。（注）該当箇所を○で囲むこと。

7. 講義内容

8. 講　師

9. そ の 他

様式２

単　位　付　与　申　請　書　２

（土地家屋調査士会認定通信研修個人申請用）

平成　　年　　月　　日

＿＿＿＿土地家屋調査士会　御中

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

平成　　年度、貴会が認定した下記の通信研修を終えましたので、その旨報告いたします。
つきましては、これに貴会の定めた所定の単位を付与されたく申請します。

記

1. 通信研修の名称

2. 主催者たる団体の等の名称

3. 実施日　　年　　月　　日

4. 単位数　　単位

5. 通信研修の概要

6. その他

様式A

支部研修会にたいする会長認定願い

年　　月　　日

三重県土地家屋調査士会
会　長　　様

支部長　　印

以下のような支部研修会を開催いたしますので要領第２の２（2）の認定を申請します。

研修の内容

日時

場所

講師名（調査士会会員の場合はその旨記載すること）

隣接支部への通知などの状況

切り取り無効

年　　月　　日

支部長　　様

上記申請を認めます。

三重県土地家屋調査士会
会　長

切り取り無効

年　　月　　日

三重県土地家屋調査士会
会　長　　様

支部長　　印

上記のとおりの研修を終了しましたので、以下の参加会員への単位付与をお願いします。

単位付与する参加者名簿（ 講師が調査士会会員の場合はその旨記載すること）

切り取り無効

年　　月　　日

支部長　　様

上記申請のとおり研修台帳への記載をしました。

三重県土地家屋調査士会
会　長